

令和5年度 第1回富山県私立学校審議会

日 時：令和5年7月12日（水）

10：00～11：30

場 所：富山県民会館 704号室

次 第

1 諮問事項

- (1) 私立高等学校等の収容定員に係る学則変更等の認可について
- (2) 富山リハビリテーション医療福祉大学校の目的の変更の認可について

2 報告事項

- (1) 全国私立学校審議会連合会令和5年度理事会について

3 その他

【配付資料】

- 資料 No. 1 私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更等の認可について（諮問）
- 資料 No. 2 私立高等学校等の収容定員に係る学則新旧対照表
- 資料 No. 3 富山リハビリテーション医療福祉大学校の目的の変更の認可について
- 資料 No. 4 全国私立学校審議会連合会令和5年度理事会報告
- 参考資料 1 富山県私立学校審議会規程、運営内規
- 参考資料 2 私立学校法（抜粋）、学校教育法（抜粋）

黒崎 紫抄代 会 長

議 長

井上 春枝
委員

上田 雅裕
委員

里見 治美
委員

島田 好美
委員

須田 英克
委員

中崎 健志
委員

西館 有沙
委員

前川 俊明
委員

南 修朗
委員

森田 喜邦
委員

入
口

[Empty box]

安田
主幹

坂林
次長

吉田
課長

藤井
係長

[Empty box]

事 務 局

報道関係席・一般傍聴席

富山県私立学校審議会委員

令和5年7月12日現在

氏 名	現 職	備考
井 上 春 枝	(学)本願寺学園徳風幼稚園副園長 県私立幼稚園・認定こども園協会理事	
上 田 雅 裕	(学)鷹寺学園理事長 認定こども園太閤山あおい園園長 県私立幼稚園・認定こども園協会理事 富山県私立幼稚園・認定こども園退職金社団理事長	
河 合 敦 夫	(学)富山第一高等学校理事長 富山県私学振興会理事長 富山県私学退職金社団理事長	
黒 崎 紫 抄 代	富山県人事委員会委員 元監査委員事務局長 (学)富山国際学園事務局長・常務理事	会 長
里 見 治 美	(学)富山音楽院理事長 県専修学校各種学校連合会監事	
島 田 好 美	富山経済同友会教育問題委員会副委員長 (株)島田商店 代表取締役	
須 田 英 克	(学)神通学館理事長 富山県私立中学高等学校協会会長 富山県私学振興会理事	
中 崎 健 志	富山県教育委員会 教育次長	
西 館 有 沙	富山大学教育学部共同教員養成課程准教授	
前 川 俊 朗	(学)高南学園理事長 富山県専修学校各種学校連合会理事	
南 修 朗	(学)高岡第一学園 高岡第一高等学校 校長	
森 田 喜 邦	元富山県総合教育センター所長 富山県立大学参与	会 長 代 理

以上12名

学振第 189 号
令和 5 年 7 月 4 日富山県私立学校審議会
会長 黒崎 紫抄代 殿

富山県知事 新田 八郎



私立高等学校等の収容定員に係る学則の変更等の認可について（諮問）

このことについて、下記のとおり認可申請があったので、私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、認可の可否について意見を求めます。

記

事 項	申 請 者	認可の 根拠規定
龍谷富山高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市赤江町 2 番 10 号 学校法人藤園学園	学校教育法 第 4 条第 1 項 学校教育法 施行令第 23 条 第 1 項第 12 号
高岡第一高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市戸出石代 307 番地 3 学校法人高岡第一学園	
富山第一高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市向新庄町五丁目 1 番 54 号 学校法人富山第一高等学校	
高朋高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	富山市東富山寿町一丁目 1 番 39 号 学校法人神通学館	
高岡向陵高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市石瀬 281 番地 1 学校法人荒井学園	
新川高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について		
高岡龍谷高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可について	高岡市古定塚 4 番 1 号 学校法人清光学園	
富山リハビリテーション医療福祉大 学校の目的の変更の認可について	福井県三方郡美浜町大藪 7-24-2 学校法人青池学園	学校教育法 第 130 条第 1 項

私立高等学校等の収容定員に係る学則新旧対照表

現行	改正案	備考																		
<p>○龍谷富山高等学校学則 第15条 本校の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="472 1256 616 1951"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学科</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>普通科</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>普通科</td> <td>795</td> </tr> </tbody> </table> <p>附 則 令和4年8月1日 定員及び収容定員の変更 この学則の一部変更は、令和5年4月1日から施行する。</p>	区分	学科	人数	入学定員	普通科	260	収容定員	普通科	795	<p>○龍谷富山高等学校学則 第15条 本校の入学定員、収容定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="472 394 616 1081"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学科</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>普通科</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>普通科</td> <td>775</td> </tr> </tbody> </table> <p>(同左)</p> <p>附 則 令和5年 月 日 定員及び収容定員の変更 この学則の一部変更は、令和6年4月1日から施行する。</p>	区分	学科	人数	入学定員	普通科	250	収容定員	普通科	775	
区分	学科	人数																		
入学定員	普通科	260																		
収容定員	普通科	795																		
区分	学科	人数																		
入学定員	普通科	250																		
収容定員	普通科	775																		
<p>○高岡第一高等学校学則 第11条 本校の生徒収容定員は普通科760名とする。</p> <p>附 則 1. 令和5年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1230 1256 1369 1951"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>単位(名)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>普通科</td> <td>245</td> </tr> <tr> <td>収容定員</td> <td>普通科</td> <td>760</td> </tr> </tbody> </table>			単位(名)			令和5年度	入学定員	普通科	245	収容定員	普通科	760	<p>○高岡第一高等学校学則 第11条 本校の生徒収容定員は普通科740名とする。</p> <p>(同左)</p>							
		単位(名)																		
		令和5年度																		
入学定員	普通科	245																		
収容定員	普通科	760																		

2. この学則は令和5年4月1日から改正施行する。

附 則

1. 令和6年度の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

単位(名)		令和6年度
入 学 定 員	普 通 科	240
収 容 定 員	普 通 科	740

2. この学則は令和6年4月1日から改正施行する。

○富山第一高等学校学則

第10条 本校の収容定員は、1,185名とする。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2. 令和5年度以降の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

収容定員(普通科)	入学定員(普通科)
1,185名	395名

○富山第一高等学校学則

第10条 本校の収容定員は、1,180名とする。

(同左)

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2. 令和6年度以降の収容定員及び入学定員は、次の通りとする。

収容定員(普通科)	入学定員(普通科)
1,180名	390名

○高朋高等学校学則

第三条 部科及び課程の組織

- 一 普通科とする。
- 二 学年制による課程（以下、「学年制」という。）及び
単位制による課程（以下、「単位制」という。）を置く。
- 2 修業年限は、三カ年の全日制とする。
- 3 収容定員は、三百二十名とする。

附 則

- 4 2 この学則の施行は、2023年四月一日からとする。
但し、2023年4月1日から2024年3月31日迄における各年度の
入学定員及び収容定員は、第三条第3項の規定にかかわらず次
の通りとする。
2023年度 入学定員 100名 収容定員305名
- 4 3 この学則の施行は、2023年四月一日からとする。

○高朋高等学校学則

(同左)

(同左)

- 4 4 この学則の施行は、2024年四月一日からとする。
但し、2024年4月1日から2025年3月31日迄における各年度の入
学定員及び収容定員は、第三条第3項の規定にかかわらず次の通
りとする。
2024年度 入学定員 100名 収容定員 300名

○高岡向陵高等学校学則

第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制の課程

学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別
普通科	3年	175名	525名	昼間

附 則

1. この学則は令和5年4月1日から施行する。

○高岡向陵高等学校学則

第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制の課程

学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別
普通科	3年	190名	540名	昼間

附 則

1. この学則は令和6年4月1日から施行する。

○新川高等学校学則

第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制課程

学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別
普通科	3年	120名	375名	昼間

附 則

1. この学則は令和5年4月1日から施行する。

○新川高等学校学則

第4条 本校の課程・修業年限及び収容定員は下記のとおりとする。

全日制課程

学科名	修業年限	入学定員	収容定員	昼夜間別
普通科	3年	105名	350名	昼間

附 則

1. この学則は令和6年4月1日から施行する。

○高岡龍谷高等学校学則

第4条 本校の課程及び収容定員は次のとおりとする。

通常課程

普通科 第1学年 200名

調理科 第1学年 40名

計 240名

収容定員合計 745名

附 則 (令和4年5月27日)

1. この学則は、令和5年4月1日から適用する。
2. 第4条については、この規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
普通科	145名	440名
調理科	40名	120名
計	185名	560名

○高岡龍谷高等学校学則

(同左)

(同左)

附 則 (令和5年5月26日)

1. この学則は、令和6年4月1日から適用する。
2. 第4条については、この規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
普通科	140名	430名
調理科	40名	120名
計	180名	550名

私立高等学校等の収容定員に係る学則変更の認可について

私立高等学校令和6年度収容定員一覧

(単位 人)

学 校 名	学 科 名 (大学科・小学科)	令和6年度 収容定員	各学年募集定員			(参考) 5年度 収容定員	備考
			1学年	2学年	3学年		
不二越工業	工業 情報機械	415	135	140	140	415	認可申請なし (収容定員変更なし)
龍谷富山	普 通	775	250	260	265	795	
高岡第一	普 通	740	240	245	255	760	
富山第一	普 通	1,180	390	395	395	1,185	
高 朋	普 通	300	100	100	100	305	
高岡向陵	普 通	540	190	175	175	525	
新 川	普 通	350	105	120	125	375	
高岡龍谷	普 通	430	140	145	145	440	
	家庭 調理	120	40	40	40	120	
	計	550	180	185	185	560	
富山国際 大学付属	普 通	750	250	250	250	750	認可申請なし (収容定員変更なし)
片山学園	普 通	330	110	110	110	330	認可申請なし (収容定員変更なし)
合 計		5,930	1,950	1,980	2,000	6,000	

私立中学校令和6年度収容定員一覧

(単位 人)

学 校 名	学 科 名 (大学科・小学科)	令和6年度 収容定員	各学年募集定員			(参考) 5年度	備考
			1学年	2学年	3学年		
片山学園	普 通	240	80	80	80	240	認可申請なし (収容定員変更なし)

富山県私立高校在籍生徒数(各年4月1日現在)

「富山県教育関係職員録」(富山県学校生活協同組合編)より

(単位:名)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
不二越工業	1	151	182	118	123	111
	2	106	142	172	118	122
	3	162	98	137	168	116
	計	419	422	427	409	349
龍谷富山	1	299	187	255	251	267
	2	240	271	180	237	232
	3	287	230	262	176	232
	計	826	688	697	664	731
高岡第一	1	248	226	194	187	154
	2	255	241	218	192	181
	3	244	245	240	219	190
	計	747	712	652	598	525
富山第一	1	410	395	434	411	396
	2	499	409	387	430	391
	3	478	488	407	374	416
	計	1,387	1,292	1,228	1,215	1,203
高朋	1	56	84	99	70	71
	2	68	45	79	89	62
	3	79	63	48	81	92
	計	203	192	226	240	225
高岡向陵	1	170	187	168	212	252
	2	204	160	167	161	196
	3	161	195	145	154	154
	計	535	542	480	527	602
新川	1	109	99	69	119	118
	2	103	96	95	63	98
	3	75	102	95	92	63
	計	287	297	259	274	279
高岡龍谷	1	183	167	191	131	174
	2	175	171	163	186	123
	3	173	170	164	151	178
	計	531	508	518	468	475
富山国際 大学付属	1	270	241	284	277	298
	2	311	256	225	274	262
	3	247	301	248	215	270
	計	828	798	757	766	830
片山学園 高校	1	101	100	71	92	71
	2	87	97	96	70	88
	3	104	85	95	95	67
	計	292	282	262	257	226
私立高校計		6,055	5,733	5,506	5,418	5,445
片山学園 中学	1	99	78	71	63	62
	2	67	99	78	68	64
	3	109	65	98	77	68
	計	275	242	247	208	194

1	学校の名称	富山リハビリテーション医療福祉大学校					
2	学校の目的	教育基本法、学校教育法に基づき医療福祉に関する知識と技術の習得を目的とする学科を設置し、高等教育の基礎の上にさらに高度な医療福祉専門教育を施し、併せて豊かな人間形成をめざし現代社会に貢献し奉仕する熱意ある人材を育成することを目的とする。					
3	分野の名称	(新)医療専門課程・福祉専門課程 (旧)医療専門課程					
4	位置	富山市総曲輪4-4-5					
5	設置者名	学校法人青池学園					
6	校長名	神田 聡					
7	課程・学科別修業年限及び生徒定員	(新)			(旧)		
		分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
		医療	医療専門課程	理学療法科	4年	60名	240名
				作業療法科	4年	40名	160名
		教育・社会福祉	福祉専門課程	介護福祉科	2年	40名	80名
		分野	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
		医療	医療専門課程	理学療法科	4年	60名	240名
				作業療法科	4年	40名	160名
8	授業時数	福祉専門課程介護福祉科 1年次:1,059時間 2年次:837時間 計1,896時間 (基準1年800単位時間)					
9	教員組織	教育・社会福祉関係		医療関係		計	
		専任	3名(基準3名)	15名(基準5名)	18名		
		兼任	10名	24名	34名		
		計	13名(基準3名)	39名(基準10名)	52名		
10	校地	総面積 1,379.19㎡(富山市から借用)					
11	校舎	総面積 3,841.97㎡(基準1,640㎡) 富山リハビリテーション医療福祉大学の専有:1,653.62㎡ 富山調理製菓専門学校との共有:2,188.35㎡					
12	校具、教具及び図書	実習用モデル人形、成人用ベッド、簡易浴槽など校具・教具67点					
13	経費及び維持方法	授業料・入学金・施設設備資金・その他の収入をもって維持経営する。 不足を生じた場合は設置者の負担とする。					
14	変更の時期	令和6年4月1日					
15	備考	1 学校設置認可年月日 平成28年11月11日 2 学校法人青池学園設置校 若狭医療福祉専門学校(福井県)、青池調理専門学校(福井県) 富山リハビリテーション医療福祉大学(富山県)、富山調理製菓専門学校(富山県)					

全国私立学校審議会連合会 令和5年度理事会報告

1 日 時 令和5年7月4日(火) 14:30~15:30

2 会 場 アルカディア市ヶ谷(東京都千代田区、私学会館)

3 日程及び内容

(1) 開会

(2) 挨拶

全国私立学校審議会連合会会長 近藤 彰郎 氏

(3) 報告および協議

会長が議長を務め、次に示す議案が報告・協議され、全て原案どおり承認された。

<主な報告・協議内容等>

- ・ 令和4年度事業報告(案)・決算報告(案)及び監査報告について
第77回総会、専門部会とも書面開催。
- ・ 令和5年度役員について
今年度は改選年度ではなく、一部の役員変更を除いて昨年同様。
- ・ 令和5年度事業計画(案)、収支予算(案)について
情報の交換のため、私立学校関係実態調査を例年通り実施する予定。
- ・ 令和5年度私立学校審議会委員功労者表彰について
全国5名(現時点)の表彰について了承。
本県からの推薦はなし(基準:委員歴8年以上の退任者)
- ・ 令和6年度都道府県分担金(案)について
前年度同様一律15万円とする。
- ・ 第78回総会福島大会について
令和5年10月24日(火)~25日(水)
福島県郡山市ホテルハマツ 詳細は別紙
- ・ 次期総会について
関東支部での開催を検討中。

(4) 閉会

第78回総会日程(案)

(令和5年7月4日)
全国私立学校審議会連合会

【期 日】令和5年10月24日(火)・25日(水)

【会 場】ホテルハマツ

【所在地】〒963-8578 福島県郡山市虎丸町3番18号

【TEL】024-935-1111

第1日 10月24日(火)

○総会 13:00~14:40

1. 開会の辞
2. 会長あいさつ
3. 福島県私立学校審議会会長あいさつ
4. 私立学校審議会委員功労者表彰
5. 来賓祝辞 *文部科学大臣 殿
(予定) *福島県知事 殿
*福島県議会議長 殿
*日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿
6. 報告・協議
 - (1) 令和4年度事業報告について
 - (2) 令和4年度決算報告及び監査報告について
 - (3) 令和5年度役員について
 - (4) 令和5年度事業計画について
 - (5) 令和5年度収支予算について
 - (6) 令和6年度都道府県分担金について
 - (7) 令和6・7年度会長及び監事の選出について
 - (8) 専門部会の協議題について
 - (9) その他

○専門部会 15:00~17:20

- 第1専門部会(専修学校・各種学校関係)
- 第2専門部会(幼稚園・特別支援学校関係)
- 第3専門部会(小学校・中学校・高等学校関係)

○懇親会 18:00~19:30

第2日 10月25日(水)

○講演会 10:00~11:00

【演題】(未定)

【講師】(未定)

○総会 11:10~12:00

1. 報告・協議
 - (1) 専門部会の協議結果について
 - (2) 総会のまとめについて
 - (3) 次期総会について
 - (4) その他
2. 閉会の辞

以上

富山県私立学校審議会規程

第1条 この規程は、私立学校法（昭和24年法律第270号）（以下「法」という。）第17条の規定により、富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会長の互選は、無記名投票で行い、最多数を得た者をもって当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中に異議がないときは、第1項の規定による互選は、指名推薦の方法を用いることができる。

第3条 会長の任期は、2年とする。

2 会長が欠けるにいたったときは、前条の互選は次の会議において行う。

第4条 会長に事故ある時、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ審議会の議を経て指定した委員（以下「会長代理」という。）がその職務を代理する。

第5条 委員又は会長を辞職しようとするときは、会長（会長にあっては会長代理）を経て辞職願を知事に提出しなければならない。

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 前項の招集は、招集の日時・場所及び議題を記載した委員に対する告知により行う。

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

第8条 審議会に出席することができない委員は、開会時刻までにその旨を会長に届け出なければならない。

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会が成立しない場合若しくは故障により会議を開くことができない場合において緊急の必要があると認めるとき又は予め審議会の指定を受けたときは、会長は、審議会の権限に属する事項を専決処分することができる。

3 前項の処分をしたときは、次の審議会に報告し、承認を得なければならない。

第10条 議事は議決に加わることができない委員を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

第11条 採決は、起立の方法による。ただし、議長は必要と認めるときは、起立の方法を用いなくて、記名又は無記名の投票によることができる。

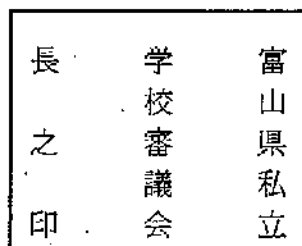
2 議長は、委員中に異議がないときは、前項の規定によらないで採決することができる。

第12条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会長が審議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りではない。

- (1) 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第7条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議する場合
- (2) 公開することにより、審議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第13条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

第14条 会長の印を、次のように定める。



第15条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和25年4月13日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（昭和33年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成14年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、知事の承認を経て審議会が定めた日（平成27年1月20日）から施行する。

富山県私立学校審議会運営内規

(目的)

第1条 この内規は、富山県私立学校審議会規程（以下「規程」という。）第15条に基づき、災害、感染症の流行その他やむを得ない事情（以下「緊急事態」という。）における富山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(出退席の取扱い)

第2条 緊急事態の発生により会場に参集することが困難であると会長が認めるときは、会長を含む委員は、Web会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して審議会に出席することができる。

2 前項による出席は、規程第7条、第10条及び第13条に規定する出席に含めるものとする。

3 前2項の規定により出席した場合において、映像のみならず音声を送受信できなくなり、復旧の見通しが見つからないときは、当該委員は、その時から退席したものとみなす。

(確保すべき環境)

第3条 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

(書面審議)

第4条 緊急事態の発生により第2条第1項の規定による出席を含め対面による審議会の開催が困難であり、かつ、富山県知事からの諮問に対する答申を行うべき期日までに開催することが困難であると会長が認めるときは、書面で委員の意見を聴取できるとともに、規程第10条に規定する審議会の議決に代えることができる。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、緊急事態時における審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この内規は令和4年7月21日から施行する。

○私立学校法（抜粋）

（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）
最終改正：令和元年六月一四日法律第三十七号

（私立学校審議会等への諮問）

第八条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

（第2項略）

（議事参与の制限）

第十五条 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第六十四条第四項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

○学校教育法（抜粋）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）
最終改正：令和元年六月二六日法律第四十四号

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第八十二条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

（第二号～五号略）

第三十条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第二百二十四条、第二百五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

④ 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第一項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

○学校教育法施行令（抜粋）

（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）
最終改正：令和元年六月二十八日政令第四十四号

第二十三条 法第四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

（第一号～十一号略）

十二 私立の学校又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

2 （略）